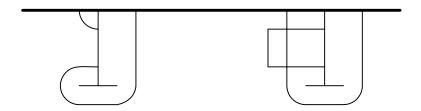
油タンカー用共通構造規則

KCID No.	関連規則	種別	項目	完了日	質問	回答	添付 有無
178	App D/1.1.2		高度座屈解 析の技術的 背景	2006/10/9	付録Dの1.1.2において参照する旨規定されている高度座屈解析手法は、付録Dに対する技術的背景に規定されている。 個々の船級協会がJTP規則に従って高度座屈解	高度座屈解析を実行するための一般的な手順が付録Dの2に規定されており、当該解析のために必要な情報は、ここで記述されています。また、付録Dの2に規定される影響が考慮され、参照された手法により得られるものと同等、かつ、矛盾の無い結果が得られる場合、代替の手法を使用することができます。許容座屈使用係数については、付録Dの1.1.2.3により修正します。参照結果は、付録Dの技術的背景資料中の表により修正されています。技術的背景資料は、近日中に公開する予定としていますが、これらを共通規則に取り込むことには賛成しかねます。	
203 attc	D/5.2.3.2	CI	非防撓パネ ルの幅	2006/11/28		図D5.6の備考は、桁部材のウェブが貫通する防撓材に接合されている場合に、パネル幅の修正を適用できることを示すもので、防撓材の両側に固着することを要求するものではありません。	有
267	D/5.2.3.2	Question	座屈		A) D/5.2.3.2において、高度座屈解析手法がパネル形状を非防撓パネルのみにモデル化できない場合にのみ、図5.6を用いるよう規定しているが、これは正しくない。B) D/5.2.3.2の適用において、図5.6の短辺上ピーク応力は、ウェブと隔壁の結合部の応力値とするのか、hstf/2の高さの位置で内挿した値を用いるのか明記すべきである。C) 図5.6は、SP-M2の場合にも適用されるはず。	a) 拝承。 パネル形状に加えパネル端部拘束条件も考慮し、非防撓パネルに加え防撓パネルもカバーするように規則を改訂します。 b) 図5.6の理想化は、防撓材による「強い」端辺拘束によりパネルを短くできるという前提に基づいています。 D/5.3.2.1に従って、応力は常にパネル内の各要素中心から得られる平均応力とします。 高応力部を考慮して応力を内挿することはありません。 本件を明確にするよう規則改訂を検討します。 c) ご理解のとおりです。 本件はa)の規則改正時に反映させます。	

KCID No.	関連規則	種別	項目	完了日	質問	回答	添付有無
704 attc	App.D Table D5.1	Question	高度座屈解 析法	2008/8/29	添付資料の1.1, 2.1-2.3及び3.1-3.2の場合における高度 座屈解析法について明確にされたい。	各ケースにおいて適用すべき評価手法は以下のとおりです。 1.1 SP-M1 2.1 SP-M2で通常の防撓材に垂直な2次防撓材を考慮する。 2.2 SP-M2 (ご理解のとおり) 2.3 開口部における座屈評価は10/3.4による。 3.1 SP-M1	有
890 attc	Fig D.5.1	Question	水平桁	2009/3/25	トップサイドタンクのない船舶の場合、図D.5.1により評価法2(SP-M2)は二重船側内の上部水平桁に適用される。しかしながら、ケミカルタンカーのようなトップサイドタンクのある船舶の場合(添付図参照)、評価法2(SP-M2)が内殻の傾斜したトップサイドの板に付く上部水平桁にも適用されるのか?上部水平桁の形状がホッパタンク斜板に付く下部水平桁と類似であることを考慮すると、上部水平桁には評価法2(SP-M2)の代わりに評価法1(SP-M1)を適用できると考える。明確にされたい。	このような構造の場合、上部水平桁には評価法1(SP-M1)が用いられます。	有
940 attc	Table D.5.1	CI	座屈評価に おけるドッ キングブラ ケットの考 慮	2010/3/8		下記の通りです。 1) ドッキングブラケットは二次防撓材として考慮します。 2) 規則的に配置された防撓材はスニップ端として考慮します。 す。	有

IACS Common Structural Rules Knowledge Centre

(CID No.	関連規則	種別	項目	完了日	質問	回答	添付有無
941 attc	Table D.5.1	CI	座屈パネル の定義及び 水平ガー ダーにおけ る座屈評価 法	2010/3/8	2) 'A1'の代わりに'A2'のような座屈ハネルを定義すること 仕可能か?	1) パネル'A1'は可能です。 2) パネル'A2'は可能ではありません。 3) パネル'A1'及び'B'ともに、'UP-M2'を用います。	直



KC#704

Case 1



1.1

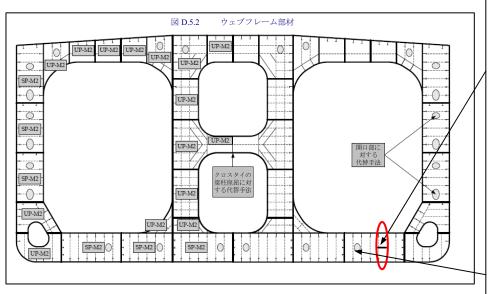
サイドガーダに両端スニ ップの防撓材を取り付け た場合、以下のうち、どの 評価法を適用すればよい か?

- \cdot SP-M1
- (端部はスニップとする)
- · SP-M2 (端部はスニップとする)
- UP-M1
- · UP-M2

(備考)

- (1) SP-M1 評価法1により評価した防撓パネルの座屈強度を示す。
- (2) SP-M2 評価法 2 により評価した防撓パネルの座屈強度を示す。

Case 2



2.1

フロアに座屈防止用の二 次防撓材を取り付けた場 合、どの評価法を適用すれ ばよいか?

2.2

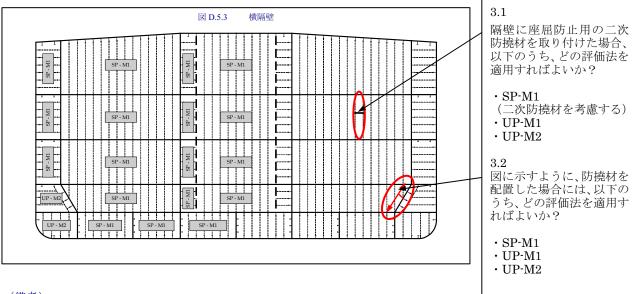
他のパネルについては、防 撓材の数を 6 本として、 SP-M2 を適用することで 正しいか?

開口をモデル化せず、付録 Bの表 B.2.2 に従い板厚を 減じてモデル化している 場合には、どのようにし て、パネルの座屈評価を行 えばよいか?

(備考)

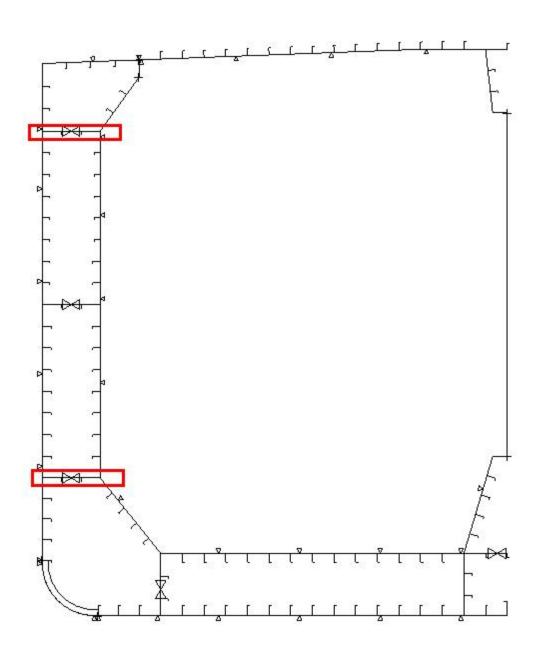
- (1) SP-M1 評価法1により評価した防撓パネルの座屈強度を示す。
- (2) UP-M2 評価法2により評価した非防撓パネルの座屈強度を示す。
- (3) SP-M2 評価法2により評価した防撓パネルの座屈強度を示す。

Case 3

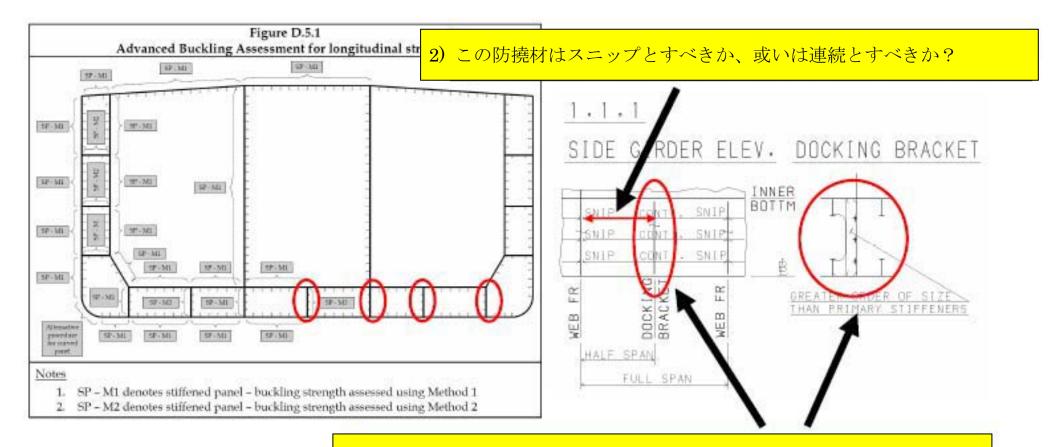


(備考)

- (1) SP-M1 評価法1により評価した防撓パネルの座屈強度を示す。
- (2) UP-M2 評価法2により評価した非防撓パネルの座屈強度を示す。

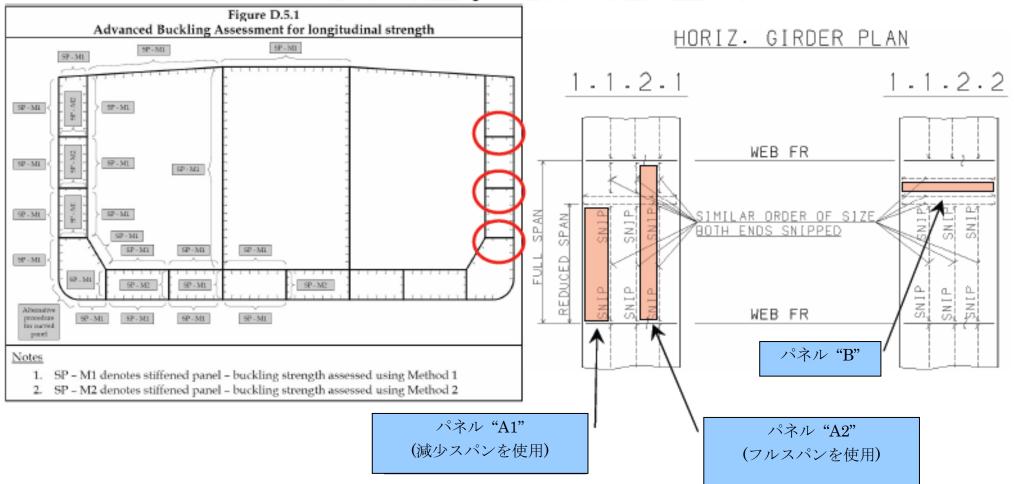


DB GIRDER



1) ドッキングブラケットは『二次防撓材』か、『主要支持部材』か?

HORIZ. GIRDER



- 1) 座屈パネルを A1 のように定義して問題ないか?
- 2) A2 はどうか? 可能であるか?
- 3) 'SP-M1'はパネル'A'(A1 あるいは A2)に、'UP-M2'はパネル'B'に用いると考えるが、正しいか?